

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第20報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和7年12月26日 保医発1226第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
- ・令和7年12月26日 医療課事務連絡 「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早417		上から9行目	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>注 ア～ウ (略)</p> <p>エ 自家培養軟骨</p> <p>(ア) <u>以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。</u></p> <p>a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位<u>を有する患者</u></p> <p>b <u>変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が2cm²以上の軟骨欠損部位を有する患者</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。</p> <p>a (略)</p> <p>b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項</u></p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(エ) (略)</p>	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>注 ア～ウ (略)</p> <p>エ 自家培養軟骨</p> <p>(ア) 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位<u>に使用する場合にのみ算定できる。</u></p> <p>(新設)</p>	字句訂正

		<p>(才) <u>ヒト自家移植組織(自家培養軟骨)を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト(自己)軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守する。</u></p> <p>オ～ク (略)</p>	(新設)	字句挿入
615	右 下から28行目	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p>(32) <u>抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドバチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アカラボリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドバチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であつたいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p>(32) <u>抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドバチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アカラボリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドバチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であつたいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	字句訂正